

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年七月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十号

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第二十八号）の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。